

平成 28 年 1 月 29 日

厚生労働省 保険局医療課
課長 宮寄 雅則 様

一般社団法人 日本作業療法士協会
会長 中村 春基

< 要 望 >

H003-3 心大血管疾患リハビリテーション医学管理料における
標準的な実施時間の修正について

平素から、リハビリテーション専門職団体、作業療法士の活動にご理解・ご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

平成 26 年度の診療報酬改定により、作業療法士による心大血管疾患リハビリテーション料の算定が可能となりましたが、標準的な実施時間等の要件が合わせて修正されておらず、臨床における算定上の混乱が生じております。

そのため、一部の地域では従来の理学療法士や看護師による算定に加えて、作業療法にて日常生活指導を行った場合の単位数が、標準として提示されている 1 日 3 単位超となり、返戻を受けるといった事態が生じております。これでは、循環器病を有する国民への支援に支障をきたしかねません。

つきましては、作業療法士による算定分を考慮して、作業療法を実施する場合の算定要件の緩和をご検討いただけますと幸いです。

第 2 章 第 7 部リハビリテーション

第 1 節 H000 心大血管疾患リハビリテーション料

H003-3 心大血管疾患リハビリテーション医学管理料

【現行】

(3) 心大血管疾患リハビリテーション料の標準的な実施時間は、1 回 1 時間（3 単位）程度とするが、入院中の患者以外の患者については、1 日当たり 1 時間（3 単位）以上、1 週 3 時間（9 単位）を標準とする。

【修正案】

(3) 心大血管疾患リハビリテーション料の標準的な実施時間は、1 回 1 時間（3 単位）程度とするが、入院中の患者以外の患者については、1 日当たり 1 時間（3 単位）以上、1 週 3 時間（9 単位）を標準とする。作業療法を実施した日においては、上記の単位数を超えることを認める。

以上